

平成30年6月

中札内村議会定例会会議録

平成30年6月11日（月曜日）

◎出席議員（7名）

1番	北嶋信昭君	2番	欠員
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君 教育長 高橋雅人君  
代表監査委員 木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長 山崎恵司君 総務課長 川尻年和君  
住民課長 坂村暢一君 福祉課長 高島啓至君  
産業課長 尾野悟里君 施設課長 成沢雄治君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 木村優子君

## ◎議事日程

日程第1		議員派遣の件
日程第2	請願第1号 (委員会報告)	教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の採択を求める請願
日程第3	陳情第1号 (委員会報告)	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書
日程第4	陳情第2号 (委員会報告)	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の採択を求める要請書
日程第5	意見書案第1号	教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
日程第6	意見書案第2号	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第7	意見書案第3号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
日程第8	議案第47号	工事請負契約の締結について
日程第9		一般質問

## ◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年6月中札内村議会定例会を再開いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

## ◎日程第1 議員派遣の件

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、議員派遣の件についてを議題にいたします。  
局長より説明をお願いいたします。
- 議会事務局長（大和田貢一君） それでは、議員派遣の件についてご説明いたします。  
赤ナンバー15番をご覧ください。  
本案件は、地方自治法第100条第13項及び、会議規則第129条の規定により議員の派遣を提案するものです。  
派遣案件は道内視察調査で、目的は、日本で最も美しい村連合定期総会、フェスティバル in つるいに参加し、加盟町村間での発展的な提案や連携による活力ある事業活動と議論に参加し、本村の取り組みの醸成に議会活動として寄与することを目的とするものであります。  
派遣場所は定期総会等が開催される釧路管内鶴居村で、派遣期間は平成30年7月5日と6日の2日間で、派遣議員は中井副議長と黒田議員の2名であります。  
派遣に係る経費は、旅費3万円を見込んでおります。  
以上で、議員派遣の件の説明といたします。
- 議長（高橋和雄君） お諮りをいたします。  
議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。  
したがって、議員派遣の件は承認することに決定をいたしました。

- ◎日程第2 請願第1号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の採択を求める請願
- ◎日程第3 陳情第1号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書
- ◎日程第4 陳情第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の採択を求める要請書

**○議長（高橋和雄君）** この際、日程第2、請願第1号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の採択を求める請願、日程第3、陳情第1号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書、日程第4、陳情第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の採択を求める要請書の3件を一括して議題にいたします。

この請願第1号は、産業文教常任委員会に、陳情第1号と第2号は、総務厚生常任委員会に付託した事件です。

審査が終了し、両委員長から報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

最初に、北嶋産業文教常任委員長、お願いをいたします。

（北嶋信昭和産業文教常任委員会委員長登壇）

**○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君）** それでは、産業文教常任委員会審査報告書。

平成30年6月4日開会の定例会において、付託された事件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

付託事件は、請願第1号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の採択を求める請願についてであり、審査は6月4日、全委員の出席を得て審議いたしました。

結果は、本請願の内容・趣旨は十分理解できるものですが、給食費の保護者負担解消については保護者責任として一部負担すべきであり、高校授業料無償制度への所得制限撤廃については高額所得層まで税負担をする必要性はないとの委員会意見となり、これらの部分については不採択とします。

よって、請願第1号は一部採択といたします。

以上、報告いたします。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、男澤総務厚生常任委員長、お願いをいたします。

（男澤秋子総務厚生常任委員会委員長登壇）

**○総務厚生常任委員会委員長（男澤秋子君）** 総務厚生常任委員会審査報告。

平成30年6月4日開会の定例会において、付託された事件2件について審査を終了したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

審査終了した付託事件は、陳情第1号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書及び陳情第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の採択を求める要請書についてであり、審査は6月4日、全委員の出席を得て審議いたしました。

結果は、2件の陳情の内容・趣旨は十分理解できるものですが、陳情第1号については、第1項と第7項の財源確保が消費税等の引き上げを前提としており、増税ありきではない財源確保に努力されたいとの委員会意見となり、この部分については不採択とします。

よって、陳情第1号は一部採択とし、陳情第2号は採択といたします。

以上、報告いたします。

**○議長（高橋和雄君）** 両委員会の報告は終わりました。

これから、3件の委員長報告に対して一括して質疑を行いたいと思います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第1号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

請願第1号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の採択を求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は一部採択です。

委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり一部採択とすることに決定をいたしました。

次に、陳情第1号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第1号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は一部採択です。

委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり一部採択とすることに決定をいたしました。

次に、陳情第2号の委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の採択を求める要請書を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択とされました。  
お諮りをいたします。

北嶋議員から、意見書案第1号が、男澤議員から、意見書案第2号及び第3号が追加提案されました。

この際、これを日程に追加し、順序を変更してただちに議題にしたいと思います。  
このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号から意見書案第3号の3件を日程に追加し、順序の変更をして議題にすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時13分

○議長（高橋和雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 意見書案第1号 教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

◎日程第6 意見書案第2号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書

◎日程第7 意見書案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

○議長（高橋和雄君） この際、追加日程第5、意見書案第1号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書、追加日程第6、意見書案第2号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書、追加日程第7、意見書案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の3件を一括して議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案第1号から意見書案第3号までの3件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号から意見書案第3号までの3件については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

それでは、これから3件を一括して質疑を行いたいというふうに思います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第1号、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第2号、2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第3号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第8 議案第47号 工事請負契約の締結について

○議長(高橋和雄君) 追加日程第8、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

**○村長（森田匡彦君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、屋内多目的運動施設整備工事を平成30年11月30日までの工期で実施しようとするもので、6月6日に指名競争入札を行った結果、1億4,461万2,000円で武田建設株式会社が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいませうようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を、川尻総務課長、お願いします。

**○総務課長（川尻年和君）** 議案第47号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー14番、議案関係資料その2の1ページをお開きください。

屋内多目的運動施設整備工事における工事請負契約の締結について記載しております。

本工事は、7社による指名競争入札を行いました。

落札業者は、武田建設株式会社で、予定価格1億4,490万3,600円に対して、1億4,461万2,000円で落札し、落札率は99.79%であります。

また、2番札は1億4,569万2,000円であります。

工事の概要については、旧中札内水泳プールを改修するものでありますが、改修の延べ面積については、989.1平方メートルであります。

改修内容については、壁板金改修、運動室人工芝張り、防球ネット設置、休憩室設置など外装改修及び内装改修を行うものであります。

なお、2ページから5ページまで、配置図、平面図、立面図を添付していますのでご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第47号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番宮部議員。

**○6番（宮部修一君）** 多目的施設ですけれども、屋外のコートも3コートほど計画をされていたと思うのですけれども、それについては、今回なぜ入札というか発注をされなかったのかなというふうに思います。

その点をちょっとお聞きしたいと思います。

それと図面を見ましたところ、屋根あたりが、今まではプールだったので明り取りの透明の材質のものを張ってあったのですけれども、今回はトタン張りになるような設計図になっております。

そういうことで、雪の滑りあたりはかえっていままでよりも良くなるのではないのかなというような気もするのですけれども、3月の定例会の折に、雪の防護柵あたりの設置はしないのかという質問をさせてもらったのですけれども、そのときはちょっと様子を見ながら考えていきたいというような答弁でございました。

やっぱり雪の滑りがもし良くなるのであれば必要ではないのかなというふうに思うのですけれども。

その辺どのようにお考えになっておられるのか、お聞きします。



○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） それでは、私の方からご説明申し上げます。

まず、屋外コートですけれども、3面を予定してございます。

本来であれば一緒に入札できれば良かったのですが、屋外コートにつきましては、土を盛って工期期間短くできることがありまして、若干設計の方が遅れていまして、次回、7月上旬に入札を行う予定で進めております。

2点目の屋根からの落雪対策ですけれども、これにつきましては、変えますので、滑りは確かに良くなると思います。

その対策として、東側については問題ないのですが、西側、道路側についてですけれども、あそこの排雪をこまめに行うような形で考えております。

トタン屋根について、雪止め等を行う予定は今のところございません。

注意してこまめに排雪を行って、落ちてきても大丈夫なような対策を取りたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 雪止めですけれども、雪止め方法でもしその建物が持つのであれば、防護柵を設置するよりはかなり安く収まるのではないのかなというふうにも思うのですが、雪止めを付けたことによって、建物に影響があるということであれば、やっぱりちょっと問題なのですけれども、やっぱりその辺ちょっと調べられて、本当に雪止めで済むのであればその方がかなり金額的には少額で済むのではないかなというふうに思いますので、ちょっとその辺の調査をされた方がよろしいのではないかなというふうに思います。

いかがでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 今回の工法をこのように決定したのは、そこら辺を十分考慮した上で決定しているかと思えます。

雪止め行いますと、あまりにも豪雪な場合、施設が古いものですから不安があるのかなと思えます。

また、本当の豪雪が来た場合は、人力である程度下ろせる場合もできますので、そういう場合はそのような対応を取って、建物に支障がないように処理したいと思います。

あと、屋根からの落雪については、先ほど説明したとおり、こまめに行って危険がないように、道路に影響がないような形で進めていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

討論を行います。

議案第47号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第47号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第9 一般質問

○議長(高橋和雄君) 追加日程第9、一般質問を行います。

質問、要旨、答弁はそれぞれ簡略明解をお願いをしたいと思います。

順次、質問を許したいと思いますのですが、通告順により、最初に、5番男澤議員からお願いをいたします。

5番男澤議員。

○5番(男澤秋子君) それでは、一般質問をさせていただきます。

ごみステーションのごみ散乱対策についてであります。

本村は、平成12年度よりごみの有料化が実施され、それに伴い、資源ごみの無料回収、生ごみの堆肥化事業などのごみ減量及び資源化を推進しています。

本村のごみの有料化は十勝管内でも早い実施で、生ごみの資源化事業は管内では例がない取り組みであり高く評価しています。

また、有料化に伴い、資源ごみの分別が推進され、一般ごみの排出日や時間などの周知もこれまで行われて来ており、概ね住民に理解されてきていると思っております。

村内のごみステーションは、中札内市街地区・上札内市街地区合わせて133カ所、農村地区に18カ所で、合計151カ所に設置されております。

しかしながら、集積場所に出されたごみは、カラスやキツネなどに食い散らかされて、周囲にごみが散乱している状況が見受けられます。

対策は講じているものの解消されるまでに至っておりません。

これは、ステーションに設置されている集積箱に問題があると思っております。

集積箱は4種類の形状であり、多くは5センチメートル間隔の鉄棒の縦方向格子でつくられており、上部をアミネットで覆い保護しているものです。

しかし、網ネットや鉄格子の隙間からカラスなどがごみを引っ張り出し、散乱している状況が見受けられます。

そのことから、設置場所によっては住民が色々工夫して散乱防止策を行っているところもあります。

本村は、今年度美しい村づくり推進に力を入れており、その点からもごみ集積場所のごみの散乱は解消する必要があると思えます。

そこで、カラスやキツネなどに荒らされない構造の集積箱の設置が望ましいと思うことから、次の点について伺います。

ごみの散乱状況と集積箱の違いによる散乱状況差の把握はされているのか。

また、散乱被害を受けない形状の集積箱に取換える考えはあるのか。

また、4種類の集積箱の形状の違いによる価格の違いはどの程度なのか。

最後に、今後の更なるごみ減量推進策の考えについて。

以上についてお伺いいたします。

○議長（高橋和雄君） 答弁、森田村長、お願いをいたします。

○村長（森田匡彦君） ごみステーションのごみ散乱対策についてですが、本村では平成12年度から家庭系のごみの有料化を開始し、村民の皆様のご理解とご協力により、ごみの減量化と適正な処理に努めているところであります。

しかしながら、ご指摘のとおり一部のごみステーションにおいて、カラスによるごみ散乱の被害が起きております。

村内151カ所のごみステーションのうち、市街地区に設置している5カ所が特に被害回数が多く、回収事業者や担当職員、そして近隣住民のご協力により、都度、片付けを行っているところであります。

この5カ所はいずれも集合住宅の近くに設置されているものであり、収集日以外にごみが出されていたり、ネットがきちんと掛けられていなかったりすることが主な原因であると分析しております。

周辺の住宅にチラシを配布するなどの対応を行っておりますが、改善されるまでには至っておりません。

また、この5カ所のごみステーションはいずれも同じ鉄製の格子のみの旧型タイプのもので、市街地区105カ所に設置しております。

現在、新たに設置するときには、このタイプのものに上部以外を網目で囲っている新型のものを採用しております。

価格は1基7万円ほどになります。

その他、箱型で全面網目になっているタイプのものもあり、上札内地区及び農村地区に配置しております。

価格は不明ですが、カラス等による被害は報告されておりません。

環境省のカラス対策マニュアルによりますと、カラス被害を防ぐためには、ごみを物理的に遮断する方法が最適であるとされております。

ごみが置いてある時間をできる限り短くし、網目が5ミリメートル以下のネット等で確実に覆い被せることで被害を防止できることが実証されております。

上札内地区等に設置している全面網目になっているタイプのものであれば、ごみを完全に遮断できることから全てこのタイプに切り替えていくことが一番望ましいとは思われますが、多額な経費を要することから現行のごみステーションを有効に使いながら、他市町村の先駆的な取り組み等を参考に、どのようにしたらごみを遮断していけるか研究していくことが現実的な方法と考えます。

例えば、帯広市ではホームセンター等で揃えられる安価な材料を使ったカラスよけサークルの作り方を担当者が考案し、町内会で自主製作をして大きな効果を上げていると報告されております。

本村のごみステーションの欠点を補うためにどうしたらよいのか担当課で研究し、行政区や村民の皆様と意見交換しながら、手始めとして、今年度はカラス被害が大きい5カ所のごみステーションの問題解決に重点的に取り組んでまいります。

効果の上がる方法を確立させ全村的な取り組みに広げていきたいと考えております。

カラス被害防止も含めて、美しい村づくりのために、ごみの減量化は重要な課題であります。

村民皆さまのご協力によりごみの分別やリサイクル等が浸透し、本村のごみの年間排出

量は毎年1,000トン前後で推移をしておりますが、今一度ごみ減量化の基本に立ち返り、ごみを発生させない、ごみになるものを減らす、使えるものは繰り返し使う、リサイクルするということを再認識し、ごみの減量化に取り組んでまいりたいと思います。

今年度は、「ごみと資源の分別パンフレット」を更新することから、内容の周知を図るため情報宅配便制度等を活用して積極的に行政区等へ説明に伺いたいと考えております。

また、5月に開催しました「クリーン中札内」の活動を徐々に広げていき、ごみを拾うという実践活動を通じて子どもから大人まで住民自らが美しい村をつくり上げていくという意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 再質問させていただきます。

最初に、ごみの散乱状況の把握ですが、なされていて、ひどい箇所が5カ所であって、その対策もいろいろ講じているが、まだその解消には至っていないというような内容であったかと思えます。

それで私も、家の前にあるごみ箱や何かも荒らされるときが時々あるので、業者の山田産業の収集日に、ずっと1日車の後を付いて見て回りました。

そうしますと、その日は大体大きく散乱されていたところが3、4カ所ありまして、そのほかにも、少ないけれども散乱されていたところが10カ所ぐらいありました。

それで大体8時から12時ごろまで大体、中札内市街と上札内市街地区を回るのに要した時間がありました。

そんな中で、12～13カ所、その日はありました。

業者の方に聞きますと、今日は少ない日ですというような内容でありまして、その後、その業者が、頻繁ではないけれども、中札内の市街地区のこういう箇所が被害が発生する場所ですよということで示された地図を私いただきました。

そうしますと、大体その数は32カ所ありました。

ということは、市街地区だけの数としては、先ほどもありました133カ所を回ったわけですがけれども、その中で一番多いときは32カ所ぐらい被害があるということは、全体の24%が被害に遭うこともあるという結果であります。

そういうことに対して、村としてはやはり、五つだけ、ひどいところだけを何とかしようという考えではなくて、最大で24%ぐらいの場所が被害に遭うということに対して、何とかしなければいけないと私は思っているのですけれども、そのことに対して、何かちょっとご答弁がありましたらお願いします。

**○議長（高橋和雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 先ほど、5カ所、特にひどいということについて上げさせていただきました。

今、男澤議員の方から、実際に調査されて、32カ所ですか、全体の24%近くに被害が出ているところがあると。

そういうところ、多少の差はあるとは思いますが、今回、まず、先ほど答弁させていただきましたとおり、帯広市に簡易的で防護できるシステムというのがありまして、それは先ほど答弁させていただきましたけれども、それが中札内村でも実際に実証効果を得られるのかどうか。

それをまず今回、特にひどいというふうに本村で認識するまず5カ所について、導入してみまして、その結果を踏まえて、村内に広く広げていきたいということですので、5カ

所で済むということではなくて、まずは5カ所をテストケースとして取扱いさせていただいて、村内に拡げていきたいという考えでありますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 分かりました。

まず、そのひどいところを、今言われた帯広市が実施しているような内容で、まずはその被害のひどいところを無くすという考え方なのでしょうけれども、この帯広市、これを固定化するというのではないのですね。

今、そのひどいところだけを、帯広市がやっているような内容で一時的にやってみようというような考え方なのでしょう。

帯広市のやっている内容について、帯広市の人たちにちょっと聞きましたら、帯広市はごみの収集内容は中札内とちょっと違いまして、中札内の場合は固定した場所に固定したものを置いて、そこに我々住民が置くということなのですけれども、帯広市の場合は、それぞれ自治体もしくは個人で置く形ですとか、そういうものは個人で決めて、それは帯広市と契約の中で収集に来てもらうという形だそうです。

そして、今回のこの報告にありました内容のサークルのようなものをつくって、それはホームセンターで売っているような、つなぎ合わせて自由な形になれるようなサークルなのです。

それにゴミを入れて、上にネットを掛けて、そして収集してもらうという形の内容ではないかなというように、この答弁を聞いて感じたのですけれども、そして、帯広市の人、実際にそれをやっている人たちに聞きますと、その管理ですとか網ネット、そういうものは全部自分たちが用意するよう。

そして、その管理、ネットもそれぞれ自分たちが管理するものですから、しまったり出したりということ、一部にはネットを電柱に結び付けて、そして管理をしていたりということであって、私は中札内にそのような内容が合うのかどうかということでは、私はちょっと合わないというように思うのです。

ですから、そこら辺が、ちょっと進めていくという上では、私、不適切でないかな、中札内には合わないのではないかとこのように思います。

それを固定化するというは、なお、私は中札内の気象条件などを考えると、それは不適切ではないかなというように思っていますけれども、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 坂村住民課長。

**○住民課長（坂村暢一君）** ごみを担当しています住民課の坂村です。

今ご質問がありました帯広市のカラス避けのサークルですね、と、真似で同じような形でやろうということではなく、今、カラスがゴミを散乱するときに、一番の対策方法として、ゴミをカラスから完全に遮断をする。

要するに、カラスがそのゴミに近寄れないようにする。

これが一番の対応策ということで、帯広市さんの場合は、中札内とちょっと違う収集の仕方をしていきますので、実際ゴミ置いているところの周りに、そのネットのサークルを付けてゴミを遮断しようということを進めているかと思えます。

中札内の場合は、151カ所のゴミステーション、実際にありますので、このゴミステーションにゴミを皆さんが置いていただいて、そのゴミステーションからカラスに対してゴミを遮断する方法ですね、これを今実際のところ、網型の上札内にある農村地区にある

完全に箱になった網型のものであれば、カラスがこのごみに近寄れないので、全く被害はありません。

ただ、被害が出ているのが、その格子になっている、ごみを置いただけではカラスがそこにやってきてごみをつつくことができますので、現在、それでごみを遮断するために黄色のネットを被せているのですが、この黄色のネットは全面覆うことがちょっと難しい状態になります。

行政区の中には、その格子のものに対して四方を板や網とかいろいろ工夫をされて、カラスが近寄れないようにしているところ、実際にございますので、こちらの方はカラスの被害が出ていません。

これを、今度担当課の方で現在のゴミステーションに対して、少しちょっと工夫をして、カラスが近寄れない形、そして、ネットも今若干小さめですので、完全にごみを覆い被せることができませんので、ネットを今よりも大きくする等々、これを担当課の方でちょっと研究をしてみたいと思います。

先ほど言っていた5カ所、かなり被害があります。

毎収集ごとにカラスがごみを散乱していますので、私たちがその研究をして、現在あるゴミステーションを活かしながら、カラスからごみを完全に遮断する方法、これを研究して成果を上げて、ほかの全村的なゴミステーションのところにこういう形でやっていきたいというふうには思っているのです。

ただ、全部で151カ所ありますので、これを担当課の方で全部囲いをつくってということにはちょっと難しい状況にありますので、その製作のときには、行政区なり多くの住民の方に協力をいただきながら一緒につくられたらいいかなというふうに考えているところでもあります。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** あくまでもやっぱり、今使われている旧型のものに対して、何か工夫をしよう、網が小さいから大きくして対策を講じようというような考え方であるのかなというように私は思いましたけれども、答弁書にも書いてあるように、全部ごみを遮断する、見えないのではなくて、網で覆うということが一番カラスの被害がゼロであるということもありますので、私も実際に見て歩いて、本当に全面が箱型になっている網の上粒内市街地区に設置されている箱型の全面網、それと、農村地区にある全面網型のもは一切被害がないというように私も認識しておりましたので、そこで、費用が幾らかかるのか。

その網型にするためには費用が幾らかかるのかということで、価格は幾らなのかということの質問をしたら、旧型のタイプを加工して、新たな形ではなくて、加工したもので1基約7万円ほどという回答がありましたけれども、私そのほかに、箱型であるものが幾らなのかということを知りたかったのですよね。

私は全面的に箱型に変えるべきだという気持ちでいるものですから、そういうように質問したのですけれども、その1基7万円という答弁だけで、ほかの箱型に対しては価格は分かりませんというような内容だったのですけれど、なぜ分からないのかということをもう一度お聞きしたいのですけれども。

**○議長（高橋和雄君）** 坂村住民課長。

**○住民課長（坂村暢一君）** ゴミステーションの値段の方です。

現在設置をしてる鉄製の格子になっているものに、側面に網が付いたもの。

これが平成28年度に、一番直近で製作をお願いして、これが大体1基7万円になっています。

そして、上札内、農村地区にある箱型の全面網になっている形なのですが、これがかなり古い設置になって、私たち住民課が所管をする前、ちょっと記録がないのですけれども、保健衛生推進委員会が管理していたのかなというふうに思うのですが、その記録が残っていないのですが、今回、議員の質問を受けて、今、村内の鉄工所をお願いをしているのですが、上札内にあるものと同じ形で現在つくったらどれぐらいになりますかということでお聞きをしました。

材料が鉄ですので、今、とても原材料が高騰している時期で、1基大体9万円ぐらいというふうにお聞きをしています。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 私がお願いした金額が出てきたのですけれども、上札内市街地区にあるのはちょっと、農村地区にある形よりもちょっと小さいのですよね。

ですから私、市街地区で大量に出る場所は、あれでは少し小さいのかなというような認識はしております。

それで、今、農村地区にあるような形が私理想的ではないかなというように思っているところなのですけれども、そうなるもつと金額が上るかというように思いますけれども、そうすると、今、旧型のは使われているのが105個あるということで資料を提出していただいた中には報告がありましたけれども、105個を全部取替えるということになると1,000万円はかかるというようなことが、今、分かりました。

それで、私は全部一度に取替えるというのは、とても私、財政的にも大変かなというように考えておりますので、それをやはり、順次、何年間にかけてそれを取替えるということが私はいいのではないかと思いますけれども、その考えについてはどうでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 私の方から、ちょっと考え方なので。

確かに議員おっしゃられるとおり、約1,000万円をかけてすべてのものを取替えるということになれば、財源的にも恐らく、補助金等はこういった類のものには当たらないということになりますから、順次行うということがベターな選択かなというふうに思います。

ただ、これまで答弁させていただいたとおり、全てのゴミステーションにおいて同様のことが起きているわけではなくて、きちんとサイドを囲ったりだとか網を掛けている部分については、特にそういったこと、絶対1回もないということでは確かにないと思いますけれども、常時そういうカラスにつつかれる状態になっているかというのと、そういうわけでもないということも現実ありますので、全部をそういうタイプに入れ替えるかどうかの判断は、先ほど住民課長が説明しましたとおり、ある程度、最初少ない経費で対応ができる部分については、そういった行為をやってみて、それを住民の皆さんと一緒にやってみて、その結果として、やはりこれはだめだということになれば、そういった部分については交換をしていくという方法が一番いいのかなというふうに思います。

今、村の方でそういう計画をしてしまいますと、例えば、3年なり5年後にはこのステーションも全て同一のタイプになるということにもなりますから。

当然箱型ということになれば、箱を上回る量は絶対入らないわけです。

それ、箱の上に置かれた日には、カラスに狙ってくださいという形にもなりますから、そういう部分、ケースバイケースをきちんと見て対応をすべきかなというふうに今のところ

ろは考えているということでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** その言われることは私も分かります。

財政的にも大変だし、そういうことを進めていくということが住民が分かると、ちょっと難しい面もあるのかなというように思いますけれども、私は本当に今、カラスの被害に遭っていないのは、設置されている周りの住民が本当に被害を受けないように、枠、つつかれる場所にネットですとか板ですとか網ですとか本当に工夫されているというのが、協力があったのこのごみが散らかっていないという状況なのですよね。

ですから、本当にまちまちなのですよ。

その形的に、ネットの上にブルーシートが敷かさったり、下に板を置いたり、サイドに網のようなものを置いたりというようなことで、本当に工夫されています。

今のタイプですと、下からも横からも後ろからも前から網ネットが全部きれいに掛かっていないとカラスが被害を受けることが容易にできるのですよね。

ですから私は、そういうことがないようにする方が一番いいのかなと思いましたが、今実際にネットを配布して、そういうような対策を講じていただいているのですけれども、そのネットの色もまちまちです。

黄色であったりグリーンであったりブルーであったり、そして破れているところには二重になっていたり、網が飛ばないように棒なり板なりを付けて重りを付けているのですけれども、その状態がきれいでなかったりということで、私はもう本当にそういう点からいっても、美しい村としての景観的なことを考えると、私はその統一されたもので網目がだらしく置かされているような状態を解消するべきだということに思っています、実際このような今回質問をさせていただいたのですよ。

やはり美しい村ということを目指すのであれば、そういったことを考えて、整然ときちんと並んだごみ箱がある方が私はすっきりときれいだなというように思っていたので、そういうようなことを今申しましたけれども、財政的なことだけを考えると、本当に大変かなと、金額が金額でお聞きしますと、1基10万円ぐらいになるのかなというように思うと、財政的には負担が大きいのかなというように思っておりますけれども、それを何年かかけて替えるということが私は望まれるのですけれども、そのことに対して答弁が、今ありましたので、次に進みたいと思っておりますけれども、できれば、そのような私の今言ったような内容を理解していただければというように思っております。

それともう一つ、本当にカラスっていうのは視力が人間の3倍あるということで、本当に高い上の方からでもどれだけの隙間があつてどこからどうやってつつけるかというのがもうすっかりと見透かされているのかなというように思っておりますので、カラスの知能ですとか知力の良さというのは侮れないなというように思っております。

それでは最後に、ごみ減量の推進についてですけれども、やはり今回、ごみの資源の分別のパンフレットを制作するというようなことが答弁にありましたけれども、どういった内容のパンフレットを作成しようとお考えでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 坂村住民課長。

**○住民課長（坂村暢一君）** ごみの分別のパンフレットですが、現在、村ではつくっている冊子になっているパンフレットがございますが、こちらの方、内容もつくった当初と変わっても来ていますし、部数も大変少なくなってきました。

この分別のパンフレットを新しくして皆さんにお配りする。



特に今回もお話をさせていただいたのですが、集合住宅の方で新しく中札内に住んでいただける方に対して、その分別のパンフレット、住民課の窓口のところできちんとお配りをして、基本的なごみの収集の仕方、ルール等をご説明をしたいというふうに考えているところでもあります。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 内容が古くなったということは私も感じておりましたので、それと同時に、やはりごみの減量の推進というのは、一般的に言われています3Rの法則というか重要性ですね、それは答弁にも書いてあるように、リデュース、ごみを発生させない、リユース、再使用する、そしてリサイクル、再資源化。

それが基本です。

それで、やはりそのことをもう一度住民の方に理解していただくような内容を、私作成することが大事なと思いますし、パンフレットを発行してからしばらく経ちますので、そのことに対する意識も住民が少し薄れてきているのかなというように感じまして、今回もごみの年間排出されるトン数をお聞きしましたけれども、やはり燃えるごみに生ごみを入れたり、資源ごみも分別化されないということが少し見受けられるのかなというように思いましたので、そこら辺もきちっと分別をして、資源ごみを資源ごみとして再利用するというような内容もしっかりともう一度確認していただけるような内容のものをつくっていただければと思いますし、新たに資源ごみとして出す場合についても、スプレー缶などは穴を開けなくてもいいというような内容ですとか、あとは有価素材のレアメタルなどが含まれている携帯電話ですとかデジタルカメラなどの収集も行っていくというようなことが事前から少し皆さんの方に周知されているかと思えますけれど、そういった内容もしっかりと伝えていくべきではないかなというように思っておりますので、そういったことを進めていただければというように思います。

そしてまずは、ひとり一人が、自分がどれだけ1日当たりごみを出しているかなという、自分で直接ごみを減らすためにはこんなに1日に一人当たりとしては出しているのかというような認識ができるような、そういうような内容があると住民として意識が高まるのではないかなというように私は思っておりますけれども、その点はどうでしょう。

**○議長（高橋和雄君）** 坂村住民課長。

**○住民課長（坂村暢一君）** ごみの分別パンフレットをはじめとして、私たち担当課としても、ごみの有料化になってから、ごみの減量化に努めてきたところなのですが、今一度担当課の職員の方でも、このごみの減量化、もう一度基本に立ち返ろうということで、今回のご質問をきっかけに課内でもいろいろ話し合っているところではあります。

そして、私たちが一番担当職員としてもう一度襟を正すこと、村の責務としてごみの減量化を進めていく。

そして、村民の方、中札内の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中でも明記されているのですが、村の責務と、それから村民の責務、それから事業所の責務、それぞれの立場でこのごみの減量化努めていきたいと思いますということがきちんと明記されているのですが、これに対してちょっと私たち担当職員として、もう一度原点に立ち返って、本当に住民の皆さまにきちんと説明してきたか、協力をいただくように努力してきたかというところを、今回の質問のおかげで課内で話し合っ、今進めていこうというところで考えているところでもあります。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 申し訳ありません。

ゴミステーションのネットの関係、今、住民課長の方から答弁させようと思ったのですが、ちょっと漏れていますので、私の方から。

ゴミステーションの掛けているネット、あれがまちまちだというお話。

村の方では原材料で針金も黄色のネットも全て用意してありまして、行政区の区長会議の方では、毎春行われたときに、そういったものは村で用意してありますので、破れたりだとか小さいだとか、そういったことがありましたら村の方に申し出てくれれば、原材料は全て村の方で用意してお渡ししますということにしていますので。

ただ、それが古いものそのままだったりすると、色違いだったりだとか破れたままだとか。

当然、一冬越すと除雪機で引っ掛けて破れたりというケースも多々あるように聞いておりますので、そういった部分については、村の方でも対応できるということだけ申し添えさせていただきますと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 私、最後に本当に、今回の6月の広報のコラムに、村長が美しい村づくりに向けて思いを書かれておりました。

その中で、心理学的に割れた窓理論というようなことが紹介されておありまして、割れた窓を放置しておく、さまざまな環境悪化を招いてモラルが低下し、治安まで悪くなる可能性があるとのことで紹介されておりました。

逆にきれいな環境は、ごみのポイ捨てなどの抑制力に働くとされているというような内容でしたのですけれども、私、このゴミステーションも同じことが言われるというように思っておりますので、ぜひ、この美しい村づくりのためにも、今私が申したような内容を進めていただければうれしく思いますので、その点を付け加えさせて、私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** 先ほどから男澤議員の質問にもございました。

やっぱり住民の方々に理解してもらうことが大切ということで、先ほどのパンフレット、ごみパンフレットをつくる際にそういった姿勢が必要だよということでお話あったと思います。

私も村の広報のコラムでそのように書かせていただきまして、そういった面でも、統一されたゴミステーション、箱型のやつ、並べていくと、確かにカラスの被害が減るというような効果は期待できると思うのですけれども、やはり住民の方々がどれだけやっぱりこの美しい村をつくるための意識を持っていただけるか。

ここを浸透して拡げるとというのが非常に重要だと考えております。

そういった面では、やはり行政、ごみは行政がやればよいというような、徐々にそんな意識になってきているのではないかというのは実は私危惧している面がございまして、先ほど副村長の答弁にもありましたとおり、きちんとできているところは、やはりカラスもついついていない。

では、きちんとできる行政区、きちんとできる住民の数をもっと増やしていかないと、これからのごみ問題、非常に今世界的に問題になっておありまして、中国などのプラスチックのごみを輸入しないというような、そういった世界情勢もあるところからしますと、これはやっぱり国民、中札内村民としてしっかりごみを減らす、再利用できるものは再利用をきちんとやるというような理解を進めるためにも、今回は、まず、5地区ということでやらせてい

ただきますけれども、それと自分たちもしっかりごみ減量に関わっているのだ、ごみを減らせるのだということを、これをやっぱり美しい村としてぜひ拡げていきたい。

それらの取り組みに、今回、活かしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ、議員の皆さまにも、男澤議員の方でも、住民の方々へのご理解と、啓発の方のご協力をお願いしたいと思ひまして、私の答弁といたします。

**○議長（高橋和雄君）** これで男澤議員の質疑を終わらせていただきたいというふうに思ひます。

20分まで休憩をさせていただきます。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

**○議長（高橋和雄君）** 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き、一般質問を続けさせていただきますというふうに思ひます。

次に、6番宮部議員、お願いします。

**○6番（宮部修一君）** それでは、2番目の質問をさせていただきます。

道道、清水大樹線安全対策工事の要請について。

中札内橋近辺道路についてです。

以前にも、道道、清水大樹線の拡張安全対策工事の要請について質問をさせていただきましたが、そのときの答弁によりますと、将来的な計画は旧橋を撤去し、下流側に2車線としますが、橋梁の寿命時となっていることから、当面は現状のままでの利用となるとの答弁でした。

旧中札内橋においては、昨年12月ごろより今年3月末まで、ジョイント部の改修工事が行われ、長寿命化に向けた対策工事が施工されました。

このことにより、新橋の2車線化はかなり先の着工となることが考えられます。

現在は、戸蔭大橋の通行止めにより、少し交通量が減少しておりますが、今年の秋に開通となると、以前の交通量に戻ると思われます。

中島地区の住民にとっては、38号道路は主要な道路であり、広域農道とのつながりで、農畜産物の運搬道路として、また、観光の周遊道路として大変重要な道路であります。

新橋の着工には時間がかかると思われますので、危険な道路改修だけでも、先にできるところは改修していただきたいと考えます。

1カ所目は、おすやさんの太陽光発電付近の道路勾配の改修と拡幅。

2カ所目は、自然の森近辺のカーブの改修、冬のアイスバーン対策などです。

以上、地域からも要望の多い危険箇所を村としてどのように捉えられているのか、また、道路管理者に改善を強く要望していくべきと考えますが、村としてそのような考え方は無いか伺います。

**○議長（高橋和雄君）** 答弁をお願いします。

森田村長、お願いします。

**○村長（森田匡彦君）** 道道清水大樹線安全対策工事の要請についてであります。中札内橋の現状につきましては、平成23年に新橋が完成し、現在は分離方式での通行となっております。

将来的には、旧橋の撤去時に現新橋の下流側に設置し、新橋を2車線化する予定であり

ますが、旧橋については、構造上の大きな劣化などが見られないことから、当面、必要な補修等を行いながら、そのまま利用することになっております。

村としても、この路線は、地域住民の生活道路としてだけでなく、農畜産物の輸送路としても重要な役割を担っており、平成23年度の新橋の完成により、狹隘は解消されておりますが、ご指摘のあったその他の危険箇所についても、安全対策が必要と考えております。

右岸側のカーブについては、将来、旧橋の架け替えの際、現新橋の下流側に設置するため、さらにカーブがきつくなり、道路の付け替えが必要になるとの考えから、西2線以降の拡幅工事なども行われていない状況であり、ご指摘のあった左岸側も含めた抜本的な対策は旧橋の架け替え時に実施されることになると認識しております。

しかし、これまでに安全対策として、道路管理者と協議を行い、カーブミラーや誘導看板の設置を行ったほか、北海道と設置している道道静内中札内線地域活性化協議会において、冬期間の凍結防止剤の散布等、適切な維持管理について要請を行っております。

旧橋の架け替えには時間を要しますので、ご質問の2カ所を含めた危険箇所の把握や解消に向けた課題等の整理を行い、活性化協議会等を通じて道路管理者に対し今後も引き続き要請してまいります。

**○議長（高橋和雄君）** 6番宮部議員。

**○6番（宮部修一君）** 私も旧橋については、もう築50年以上が経過しているものから、あと10年ぐらいすれば、今の新橋の下流側にもう1本新しい1車線の橋がそろそろ建設されるのではないかなというような予想もしていたのですけれども、昨年12月末から今年3月にかけて、旧橋のジョイント部の長寿命化といいましょうか、ジョイント部を改修されておりました。

これを見ていると、やはりこのもう1本新橋が付くまでにはかなりの年数がかかるのではないのかなというふうに感じたものですから、今回また再度質問させていただいたのですけれども。

それに伴いまして、道道としてはちょっと危険な箇所が気になったものですから、今回2点ほど質問させていただきました。

1点目につきましては、先ほど申し上げましたように、おすやさんの太陽光発電の近辺ですね。

ここをちょっと、坂になっておりまして、一度下がってまた上がるというような形に道路になっています。

昔できた道路でしょうか、周りの地形に合わせてそのままの形でつくられた道路だと思います。

後から農道に昇格になったのかどうか分かりませんが、かなり古い道路なので、昔の施工のままになっております。

私もあまり気付かなかったのですけれども、やはり近くに住んでおられる方、また、上の方から来られる方からの指摘で、ある程度坂の上の方まで上がってこないと対向車が見えないということで、やっぱりちょっとここは危険だから何とかしてほしいという声が出ております。

本当に橋の近辺ではないので、ここについてはある程度東5線と東6線の間ぐらいは改修をして、拡幅工事あたりも先にできるのではないのかなというふうに思うのですよね。

今度の新橋に合わせての接続道路であれば、やっぱりちょっとなかなか道の方としても

手は付けたがらないと思うのですけれども、この5線と6線間の間あたりですと、そんなに今度の新橋への影響というのはないというふうに思いますので。

やっぱりこの勾配の改修と拡幅工事というのはぜひ早急にやっていただきたいなというふうに思います。

東5線道路まではかなり拡幅もして舗装の改修なども現在進められてきているのですけれども、この38号道路というのですか、橋の近辺、右岸、左岸、ここについてはやっぱりなかなか、新橋の建設予定もあってなかなか手を付けられないのかもしれませんが、一番交通量としては多いところなのですよ。

ここはやっぱりちょっと早急に改修をしていただきたいなというふうに思うのですけれども、その辺村としてはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 今ご指摘のその起伏の部分です。

議員おっしゃられるとおり、その新橋の架け替えに、下流に新しい橋を架けるときに、その取付けとして全く影響がないのであれば、確かにそれとは別に要請するというのも一つの方法かなと思います。

その新橋の架ける位置というのが、下流域、恐らくすぐそばに、今現行の橋のすぐそばになるのだろうというふうには予測はされますけれども、そこまで、先ほど、1回目の答弁の中で話が出ました活性化協議会の中でも詰めたことはございませんので。

特に、静中線の活性化協議会の中で、安全対策として含めて、関連道路も含めて、道路管理者に対して要請をするというのは可能だというふうに思いますので、そういった場面での要請はしていきたいなと。

現実的に北海道の方で、道道としてその起伏の改修までいけるのかどうかというのは、道の方も村からの要請を受けての判断ということにもなるかと思しますので、今現段階で村の方でそれが要請がそのまま受け取れるかどうかというのはちょっと分かりませんが、そういった要請については、今後も引き続きやっていきたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 起伏の要請は村としてはしていないということですね。

6番宮部議員。

**○6番（宮部修一君）** 村道であればある程度我慢するのですけれども、やっぱり道道なので、やっぱり道道として果たしてこういった勾配というのはどうなのかなというふうに思いますし、やっぱりちょっと地域の中からもそういった走りづらいと言いましょか、危険だよという声も出ていますので、村の方からもぜひ要請は上げていただきたいなというふうに思います。

あと、今、1本目の新橋についてはセパレータ型と言いましょか、分離型の橋が1本付いているわけですが、下流側にもし仮にもう1本1車線分付くということになると、また同じような作り方の構造的な橋が付くのかなというふうに想像はするのですけれども、確かにこの分離型の橋というのは、車の対向車同士の接触事故ですとかそういったものについては非常に安全上いい橋だなというふうに思います。

ただ、今ちょっと困っているのが、農業関係で作業機械がかなり大きくなってきています。

小麦を収穫するコンバイン等も、昔の旧橋のときはコンバインが通れたのです。

今、新橋ができた関係上、旧橋の中に歩道が付いたものですから、コンバインがそこを

通って農協のコンバイン車庫から中島地区へ移動ができなくなってしまったのですね。

今どうしているかという、33号の中島橋まで経由してグルッと回って来て、また帰っていくという状態なのです。

あと、今年の春先もちょっとあったのですけれども、酪農関係のデントコーンの播種機あたりも今は非常に幅も広い、昔は4Kだったのですけれども、今6Kということで幅の広い作業機になってきています。

その作業機が新しい新橋の方を通過して通畑行こうとしたら、狭かったもので、接触をして油圧ホースをぶつけて橋の上から欄干まで油まみれになってしまったということ。

結局そういった大きな機械が通れない状態になってしまったのですね。

もう今、1本目はできてしまったのでどうにもならないのですけれども、多分2本目、新しい橋をつくるにしても同じようなものしかできないのかなというふうには思うのですけれども、ちょっとその変、今、農作業機が大型化になってきた段階で、ちょっと将来的にまた不安が残るなということが、今自分の頭の中では思っています。

その辺もちょっと道の方には、まだ先の話もありますけれども、1本目をつくってしまったのでもうどうにもならないのかもしれないかもしれませんが、やっぱり将来的にはまだまだ農業機械も本当に大きなものになってくるかと思えますけれども。

本来、小麦のコンバインあたりも本当は道路上、テーブルを付けたまま走行というのは本当はまずいかもしれませんが、一応農村地区辺りでは警察の方も暗黙の、目をつぶってくれているのが現状なのかもしれませんけれども。

そういった点もちょっと、村の方としても考えていただければなというふうに思うのですけれども、その点どうでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 大型農作業機械への対応ということですが、確かに今おっしゃられたとおり、コンバイン等通ることがかなり困難だというお話は以前にもお聞きはしておりました。

そのときには中札内橋はでき上がった後でしたけれども。

特に、今回、下流に新橋を建設するということになるのと、今、旧橋として利用している部分については撤去ということになるだろうと。

その新橋の建設の段階においては、今後どこまで大きくなるかという問題はちょっとあるのかも分かりませんが、道路を走行する上で問題がない車両ということでやるのであれば、そういったことは村の方として考えて、道の方に対しては要請すべきというふうに思っています。

当然、農畜産物の輸送等にも活用する道路ということで、中札内橋、新橋を建設するときには、いろんな想定をして記憶がございいますから、そういった大型機械の通行にも影響がないよう、新橋の設計には村として考え方を示していきたいなというふうに思っているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 6番宮部議員。

**○6番（宮部修一君）** これは最初に新橋をつくったときの設計図がちょっと分からないので何とも言えないのですけれども、今の新橋のどちらかの欄干を取り払って、あれと接続してつくって、もう1本下側にもう1車線分をつくるのであれば、大きな機械も通れるようになるのですけれども、ちょっと最初の設計図がどうなっているのか分からないのでちょっと質問しているのですけれども、できれば本当は真ん中の欄干がなくなれば、本当

に大型車両の通行には問題ないのですけれども。

その辺がちょっと将来的には不安だなというふうにしたのでお聞きしました。

あともう1点、2点目の2カ所目の危険箇所なのですけれども、これは右岸側になるのかな、自然の森の近辺ですね。

そのカーブなのですけれども、このカーブについては、毎年冬になると車が滑ってガードレールにぶつかったりですとか、反対車線側に突っ込んでいくというような事故が毎年数件発生しております。

地元の人はかなり気を付けて走っているのですけれども、やっぱり初めて通る人ですとか慣れていない人あたりが滑って事故っております。

そんなことで、ここは新橋への取付けの接続道路なのでなかなかこのカーブはまだ改修はできないと思うのですけれども、多分、総合運動公園を下りていく取付け道路、あそこ冬除雪されていけませんので、そこに残った雪が日中融けて車道側に流れてきて、また夜凍ってしまうということで、以前、凍結防止剤なども撒いたりしてくれていたのですけれども、やっぱりしょっちゅう、毎日のようになかなかできないということで、本当に毎年のように自損事故が起きております。

そんなことで、何か良い対策方法がないのかなというふうに思うのですけれども、運動公園への取付け道路と車道との間に、雨水を流すトレッチングと言うのですか、そういった柵を付けるですとか、舗装に溝を掘って水を車道側へ流さないですとか、何かそういった対策をすることができないものかなというふうにも思います。

あと、自然の森公園の方の木もかなり茂ってきていますので、どうしても反対側の車線のカーブもやっぱり日陰になって凍ってしまいます。

自然の森の方の、公園なのでなかなか木の伐採もできないのかなというふうに思うのですけれども、以前、施設課に聞いたところ、木は村の木だということなのですけれども、それあたりも少し伐採をして、日陰を少しでも解消することができないのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 中島側からのカーブの下りのことでございます。

これ、中島地区のまちづくりトークの中でもお話は出ていましたし、その前から村の方にもそういった声が届けられていました。

そのことも受けて、年に1回開かれる、先ほどから再三申し上げている活性化協議会の中では、特に今年の1月、総合振興局の方の地方創成部長と活性化協議会の今後について話し合った中で、中島地区からそういう危険箇所として指定されていて、新橋自体がまだ早急に付くものではないので、そういった危険箇所について、凍結防止剤等の散布をお願いしたいということは伝えまして、そのこと自体は道路管理者の方に伝えられるというふうにお聞きをしています。

これは道道の管理上、そういった危険箇所があるのであれば、そういった対応をするのは、村からの要請がなくても当然やるべきことなのかなというふうには思っています、ただ、いろんな箇所がありますので、特に村の方としては、その取付けが替わる、新橋ができて替わるまでの間、やはり危険だということであれば、そういった対応をお願いしたいというお願いはしております。

また、ためてあった雪が解けて流れてくるということも、凍結するというのも、今議員おっしゃられましたので、その辺については、ちょっと状況を見させてもらって、村の

方で対応ができる部分が、例えば、取付け側に入ったところで対応できるものがあれば、ちょっと研究はしてみたいなと思いますが、凍結防止剤の散布等を含めたものの中にも、そういった案もあるのだけれどということもちょっとお話をしながら、道の方とは協議してまいりたいと。

あと、道道管理上、分かっている方は当然下りのカーブで凍結しているということが認識がありますから、そこをスピードを出して曲がるというのはほとんどないのだというふうに思いますが、初めて通られる方については、当然そういった認識がありませんので、例えば、その道の方に対して、そういったスピードを出すなだとか、その危険防止の表示をすること自体ができないかということも併せて要請として加えていきたいなというふうに思っております。

もう一つ、反対側の車線の自然の森の木のことですけれども、そこを通ることは結構あるので、私もあの場所が日陰になる場所ということは当然認識をしております。

ただ、自然の森としての位置付けがされているということもありますので、どの木をどういうふうに、例えば、頭を跳ねることができるのか、下から伐採なのかということも含めて、ちょっとやっぱり様子を見てみないとちょっと何ともご返答することができません。

今回のご指摘を受けて、状況の確認についてはしたいと思いますが、この場では、そのことについての言及はちょっと避けさせていただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 6番宮部議員。

**○6番（宮部修一君）** 自然の森も以前、今の取付けになる前は、結構あそこへ行って涼んでいる方もおられたのですけれども、最近見えますと、ほとんどあまり利用される方がいなくなってしまったのですね。

入りづらいのか出づらいのか、確かに出るときは、今、取付け道路、真ん中ポールなくなったので右折しようと思えば市街の方へ来れるのかもしれませんが、ちょっとやっぱり、入りづらい、出づらいというような感じの形になってしまったものですから、なかなか自然の森も公園の利用が今あまり見られなくなってしまいました。

やっぱりある程度、木も古くなって伸びてきている部分もあるので、もし若干でも切ることが支障でないのであれば、ちょっとその辺も整理をしていただければなというふうに思います。

あと、この新橋の施工については、本当はかなりまだまだ先になるのではないかなという自分の予想もしているのですけれども、やっぱりそこ、5年ぐらい後にできるのであれば、住民もかなり我慢して待つのですけれども、やっぱり何十年も先ということになるとなかなか不満も募ってきますし、事故もやっぱり発生することもありますので、できれば危険な道路の改修については、早急に村の方もちょっと確認をしていただいて、道の方にも強く要請をしていただいて、その危険箇所の改修になるべく早く対応していただけるようお願いをしていただければなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

これで6番宮部議員の一般質問を終わらせていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、1番北嶋議員の一般質問に移らせていただきます。

1番北嶋議員。

**○1番（北嶋信昭君）** それでは、お許しをいただきましたので、一般質問したいと思います。

本村2世帯の農家の居住地住所と土地の登録住所の不一致を是正すべき件について。



要旨であります。本村共栄区の更別村境界に居住する2世帯の農家は、入植以来73年以上に渡り中札内を生活の拠り所としてきました。

以来、役場は当然のことながら、農協も学校も中札内、地域活動も中札内村共栄で住所も同様であります。

しかしながら、その居住地の土地の住所が1世帯は宅地も含め、また、両世帯とも住居隣接農地の全てが更別村という状態になっております。

現在3代目、4代目が優秀な農業経営者として頑張っておられますが、この不一致が、生活面からも農業経営の上からもさまざまな不都合の生じる原因となっております。

ぜひ、このことを是正すべきと考えるところです。

経過ですが、当時を知る人たちからの聞き込み、あるいは記念誌「共栄の歩み」によると、当時は昭和18年大正村大正区より分割し、共栄区として歩み始めました。

昭和22年9月大正村から中札内と更別が分村した際に、当地付近が更別村に編入されたようですが、その経緯については不明です。

このときに変則的ではありましたが、両世帯ともに長く慣れ親しんだ中札内村民、そして共栄区民として生活することを選択し現在に至ります。

問題点ですが、昨今の社会情勢から農産物の厳格な生産地表示が要求されるようになっており、生産者が中札内農協でありながら農地は更別村という不一致が生じます。

1世帯は厳しい病害虫管理が要求される種子馬鈴薯生産者であり、また両世帯とも中札内村特産品の枝豆、さやいんげんの生産者でもあります。

また、中札内村では全村的に取り組まれている農地・水・環境保全事業といった所属先農地に関わるさまざまな交付金事業も対象外の扱いです。

生活環境、道路整備なども遅れ気味にならざるを得ません。

結論ですが、両世帯とも昭和22年の分村によって望まない形で土地が更別村に編入されたことであり、後に中札内村に復帰してもらおうべく時の有力者にもお願いしましたが、願いは叶わなかったとのこと。

何分、本村だけで解決できる問題ではなく、相手方更別村との粘り強い話し合いが必要かと思いますが、できるだけ早い時期にこの問題を是正すべきと考えます。

村としてこのような状況を問題として捉え、解消に取り組む考えがないのか伺います。

**○議長（高橋和雄君）** 森田村長、答弁をお願いいたします。

**○村長（森田匡彦君）** 居住地住所と土地の登録住所の不一致是正についてであります。ご質問のありました不一致を是正するための境界の変更には、本村と更別村との間で境界変更の協議を行い、両村の議会議決を受けてから、北海道への申請、道議会への境界変更議案の提案、議決を経た上で、北海道知事はその旨を総務大臣に届け出ることとなります。

しかし、両村の協議の過程において、境界の変更により両村に面積等の増減が生じ、普通交付税など、面積等を基礎とする交付金にも影響が出ることから、合意に至るのは極めて困難が予想されます。

村としては、ご質問の経過の中でありました、昭和18年の大正村大正区から共栄区として分割したときの経過や昭和22年の大正村から本村と更別村が分村したときの経過や合意内容など、本村が所有するその当時の文献や関係自治体への調査、さらには近隣農家等への聞き取りなど、できるだけ情報を収集したうえで、村内の関係機関・団体とも情報を共有しながら、時間はかかるかもしれませんが、指摘された問題点に対して、どのよ

うな解決策があるのかを研究してまいりたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 難しい問題は十分分かっておりますし、その後に話しますけれども、今、中札内村が更別に自作地としているところが115ヘクタールあるのですよね。

そのうちに、今質問している内容の中においては、1戸が51ヘクタール、そのほか2件で約70ヘクタールあるわけですよ。

その土地がほかのところへやると、更別の村の真ん中にあるとか、中札内と隣接しない土地がたくさんあるわけですよ。

これが全体の115ヘクタールから70ヘクタール引いたのがその土地なわけですよ。

今、話しているのは、ここに地図がありますけれども、分村したときに、ちょうど防風林に囲まれながらあるところを、更別用地になっているわけですよ。

本来からいくと、中札内からの隣接しながら、ここに70町の畑があるわけですよ。

こういうふうにならなっているわけですね。

これが中札内村でこっちが更別村なのですよ。

これをするときには、防風林に囲まれながら、中札内としていろんな面で、中札内に来てもらおうと種芋がつくれるとか枝豆がもっともつつくれるとかっていろんな問題もあるわけですよ。

そんなことで、今質問をしているわけですが、なかなかこの現状を知っている年寄りというのは今一人しかなくて、この一人に聞きたいいろいろな経過もあります。

ここにも書きましたけれども、昭和18年ですか、大正区共栄というところが、この部分だけボツと切られて、更別村になったもので、ここに住んでいる人が3件あったそうです、そこに。

その人方が、今まで共栄区として一緒生活していた仲間なのだけれども、ここから離れるわけにはいかないし、下は更別村ですけれども、住居地は中札内村ですか。

そういう変則的な経過があるわけですよ。

そんなことで、1件の農家に対しては、今4世代目に入るぐらいの人がそこに住んでいるのですけれども、いろいろ聞きますと、今後も中札内で住んでいきたいと。

できるものなら中札内の土地にしてもらえば、我々もいろいろな面で助かると。

そういう話を聞いております。

いろいろ村で調べるといふ話も書いてありましたけれども、調べる限界があります、これ。

農業委員会も行って調べましたけれども、この分村した当時のその経過というのは分からないそうです。

いろいろその土地に人に聞きますと、大正村の地主が高島という人がその土地を持っていて、そこに分家して、21年に分家して、そして22年に分村になったわけです。

そういう経過がありまして、なかなか難しいと思うのですけれども、前段に村で書きましたような問題、大変なことは十分分かっての話をしております。

何とか中札内村の土地にしてあげて、中札内と同じものを、枝豆でもいんげんでも種芋でもつくれるような形を何とかしてあげたいなと思っております。

過去にもあそこの道路がひどいもので、村に要請したときに、更別の道路は直せないからこれは仕方がないという話を聞いております。

しかし、あそこを通ってみると、今、中札内村にあんなにひどい農道はないです。

中札内村にはいろいろ道路問題ありますけれども、人の通らないところにも舗装になっ

ている道路もいっぱいあるのに、人が住んでいるところに、まだ道路を一つも改良しないで、そのまま農地の上に道路をつくって砂利を撒いたと。

こういうことすら直していただけないのですよね。

こういうことも含めながら、村でいろいろやると言ってくれることはありますけれども、一つ、長々話しても仕方がないことなのですけれども、難しいことは分かっております。

それから、いろいろな調べることも、我々も調べてありますし、村も調べることもあるのですけれども、そういうことを含めながら、村として、最後に解決策があるなら研究してまいります。

これ研究というのはどういうことなのか分からないですけれども、検討と大した似ているような言葉で。

役場OBが言いましたよね。

検討というのはいずれなくなることだと。

これ行政の中で当たり前だみたいなことと言っていた人がいましたけれども、これほとんどもない話で。

何とか村として実現に向けて、全面的に前進するという形の中での確約を取っていただければ、もうこれ以上何も話することがないのですけれども、いかがなものでしょう。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 境界変更についてはかなり困難があるということは十分認識しているというお話でした。

ただ、村の方としても、そういった境界変更の手続きを経ることができるかどうかというのは、人の話だけでなかなかそれを前に進めるというわけにはいかないので、答弁としては、やはり村が保有している文献だけでなく、そのもともと大正村、大正区だったということからすると、現帯広市の文献も含めて調査をしなければならないと。

その当時のことが本当に書いてあるかどうかというのはそれは分かりませんが、これは報道機関の過去の報道なども当然調べる必要がありますし、関係町村も含めてその辺は調査をしなければならないだろうというふうに思います。

まず、その段階を経てからではないと、なかなか明解な回答ができなかったというのが実態でございます。

研究と書いてある検討するというそのことだけでやらないというふうに申し上げているわけではございません。

そういった資料収集も含めて、関係町村にも確認に行くということにして回答させていただいておりますので、当然やるべきことはしなければならないというふうに認識しているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 1番北嶋議員。

**○1番（北嶋信昭君）** この問題はよく分かりますし、そういう検討をしていただきたいと。

今ちょっといろんな問題がありまして、病害虫と一つのをこれ以上深く話はしませんけれども、そういう中においても、町村間においてのいろいろな不便があることも間違いありません。

そういうことで、中札内村としても、やっぱりそういう問題がある限り、その人方が更別行くのならいいけれども、生涯中札内村にいるという限り、こういう問題を解決するにはやっぱり中札内は更別の土地をどのような形で中札内に譲ってもらうのかどうなるのか

は分からないけれども、やっぱりそれはしていかなくてはいけないと思うのですよ。

あと、更別村にしたら、七十数年間、固定資産税払ってきたのですから。

中札内の住民が更別に固定資産払ってきたわけですから。

金の問題から言っても、大体もう許してもらってもいいときでないかなと。

そういうふうを感じることもあります。

そんなことで、大変難しいと思います。

だけれども、村として本当に、今言うように、調べる限界という、自分たちもかなり調べてみました。

でも調べてみる限界というのはかなり出てくると思うのですけれども、後からある団体が種子耕作者協議会の方からも村に要請が出てきます。

そういう問題も大きく捉えれば、何か良い形になるのかなと思いますので、ぜひ、前向きに進んでいってもらいたいと思いますので、しつこいようだけれど、研究してまいりますでなくて、何とか実現に向けて前向きに進んでもらう村の形をつくっていただきたいと。

これで農協なり農業委員会ですか、それから村、多分議会も入ると思うのですけれども、何かそういう形の中の一つのチームをつくりながら、すぐにでも進めていただきたいと思えますけれども、いかがなものでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 森田村長。

**○村長（森田匡彦君）** まず、先ほどの境界の変更については、非常に、この変更については更別村にとっては実は一つのメリットもないという案件で、これは本当に相当に難しい交渉、そもそも交渉のテーブルに乗せられるかどうか、そういったところも含めて非常に難しい問題。

北嶋議員のご質問の中でもご理解いただいているということで、我々も本当に非常に難しい問題だというふうに思っております。

その中で、現実問題、では非常に長い時間かかるかもしれない。

さらには、非常に解決するのが困難な問題というのは別に、今そこに住まわれている住民の方々、先ほど道路の問題等のお話もありましたけれども、そういった現実問題としての、今住まわれている住民の方の不利益、不便等を改善するような、できるだけ早い時間で着手できるような課題については、しっかり住民の方々等からもお話を聞いた中で、取り組めるものはしっかり取り組んでまいりような前向きな姿勢でおるということでご理解いただければというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 1番北嶋議員。

**○1番（北嶋信昭君）** 議論の繰り返しになってしまうので、この辺で止めますけれども、本当に七十何年間もこういう形の中で、よくこのままでおれたなというのが現実だと思うのですよ。

そこに住んでいる人も、よくいろんな面で、農地・水・環境の問題でも、同じ地域におりながら、更別という土地の中で当たっていないと。

そういう不便さもいっぱいありますので、何とか村として、今村長の言ったような形の中の前向きに前進をしていただきながら、即刻そういうチームをつくりながら、検討を進めていただきたいというのが願いであります。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎副村長。

**○副村長（山崎恵司君）** 先ほど村長の方から答弁ありましたとおり、当然村としても、後

る向きではなく前向きに考えるって。

ただ、その資料収集等、情報をまず集めてみないとというところがあるので、そういうような答弁になったわけです。

あと、農業関係の補助の交付金の話もされました。

その辺については、面積についてはカウントされないというのは確かにそのとおりなのでしょうけれども、具体的事例も含めて、ちょっと研究させていただいて対応をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 1番北嶋議員。

**○1番（北嶋信昭君）** 不便を解消するという形であれば、一つひとつできるのかもしれないけれども、まずそういうことでないということだけ認識していただきたいと思います。

全体を考えながら、まず中札内村にその土地を名前を変えながら、中札内村の住所にさせていただくという、それをきちんとしていただくような姿勢で村は進んでもらいたいと、そういうことでお願いします。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

これで1番北嶋議員の一般質問が終わりましたので、全部の一般質問も終わらせていただきたいというふうに思います。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じたいと思います。

平成30年6月中札内村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後12時04分